

「金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する規則」の制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって市民と動物が幸せに暮らす社会の実現に資するため、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」といいます。）に基づく施策その他の施策の基本となる事項等を定める「金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）を令和2年度金沢市議会3月定例会に上程しています。

条例の制定に伴い、「金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する規則」を制定し、法や条例の施行に必要な事項を定めます。

2 制定案の概要

(1) 犬の係留義務の例外（条例第10条関係）

条例では、犬の飼い主は、原則として犬を係留しておかなければならないこととしています。その例外として、次のいずれかに該当する場合は、犬を係留しておかなくてもよいこととします。

- 自己の所有する建物等の内部や、おり、柵、塀等の内部に収容している場合
- 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬等の使役犬の場合
- 犬の行動を制御できる者が犬の訓練を行う場合
- 犬の行動を制御できる者が犬を綱や鎖でつないで移動等させる場合
- 犬の行動を制御できる者が催物（競技会等）で犬を使用する場合
- 生後90日以内の犬の場合
- このほか、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがないと認められる場合

(2) 多数の犬猫を飼養する者（条例第15条関係）

条例では、多数の犬猫を飼養する者に対し、市が指導や助言を行うことができることとしています。その対象者について、生後90日を経過した犬又は猫を多数飼養し、又は保管する者となります。

(3) 市が犬猫の引取りを拒否できる事由（条例第17条関係）

法第35条では、引取りを求める相当の事由がない場合、市は犬猫の引取りを拒否できるとされています。それを受け、市が犬猫の引取りを拒否できる場合を次のように定めます。なお、従来から同様の内容を内部基準として定めて運用しており、内容に変更はありません。

ア 所有者から引取りを求められた場合

【省令より上乗せする基準】

- 動物取扱業者（第1種・第2種）である場合
（省令は、このうち「犬猫等販売業者」のみ）
- 飼養頭数の増加に関する改善命令に従わない者
- あらかじめ譲渡先を見つける取組を十分に行っていない場合
（省令の基準に、「十分に」を追加します）

【省令どおり規定する基準】

- 引取りを繰り返し求められた場合
- 繁殖防止に関する指示に従っていない飼い主から子犬子猫の引取りを求められた場合
- 犬猫の老齢や疾病を理由として引取りを求められた場合
- 飼養が困難であるとは認められない理由による場合

イ 所有者の判明しない犬猫の引取りを求められた場合

【省令どおり規定する基準】

- 周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合

(4) 公示の方法等（条例第 19 条関係）

所有者の判明しない犬猫が収容された場合の公示について定めます。なお、従来から同様の方法で運用しており、方法に変更はありません。

- 公示方法：掲示板、インターネット（ホームページ）
- 公示内容：収容日時・場所、犬猫の種類・性別・特徴、収容場所 等

(5) 犬猫の引取り、返還及び譲渡の手続（法第 35 条関係）

必要な様式を定めます。

3 施行期日 令和3年4月1日（条例の施行の日）